

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第2回 (H26.7.15)	ヒアリング資料3

2014年7月15日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 御中

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正

障害福祉サービス等報酬改定に関する意見 (要約版)

1. 「障害(者)の範囲」と「選択と決定」に当たっての障害の確認

- 1) 聴覚障害に関する身体障害者福祉法第4条別表の規定を国際水準に合うよう、身体障害の等級基準を改めて下さい。
- 2) 難病と指定された特発性両耳感音性難聴、突発性難聴の「一定の障害」を示す医師診断書、意見書もその基準に従うよう明示してください。その他の疾病による難聴も加えて下さい。
- 3) 認定は聞こえに困っている人の日常的な生活の困難さを反映して下さい。

2. 補装具給付事業の補聴器について

- 1) 厚生労働省から、各都道府県の更生相談所に補聴器の両耳装用の積極的評価の推奨を図って下さい。

3. 支援(サービス体系)について

①意思疎通支援及び補装具・日常生活用具給付事業は、「全国共通の仕組みで提供される支援」(障害者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」)として、地域格差の解消を図ると同時に義務的経費として財政基盤を整備して下さい。

②サービス利用計画と支援ガイドライン

- 1) 想定されるサービス利用計画は現行制度以上に利用しやすいものとなるよう制度設計をしてください。また、支援ガイドライン作成に当たっては、利用者の意見を必ず反映する仕組みを作ってください。

4. 障害者総合福祉法の策定及び実施のための調査

1) 「難聴者の生活の困難度を測る調査」を実施して下さい。

2) 障害者総合福祉法をはじめとする障害者施策は国勢調査などの調査によるデータに基づくよう法に明記して下さい。

2014年7月15日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 御中

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正

障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

1. 「障害（者）の範囲」と「選択と決定」に当たっての障害の確認

現在の身体障害者福祉法による聴覚障害の認定は純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定されており、2006年の調査によりますと聴覚・言語障害による身体障害者手帳の保持者は34万人と報告されております。この聴覚・言語障害者の数は人口比にすると約0.3%であり、世界保健機関（WHO）の2005年報告の人口比4.3%、2013年報告の人口比5.2%（と比較して極めて低い数値であります。この極端に低い数値の最大の理由は、WHOが純音聴力レベル41デシベル以下を聴覚障害としているのに対して、我が国が純音聴力70デシベル以下を聴覚障害としているからです。現行の聴覚障害認定基準は普通の会話、生活音の聞き取りに困難を抱える多くの人を認定外とすることで、それらの人を福祉サービスの対象外に追いやっています。

我が国においても、2月19日に障害者権利条約が発効し、障害を「機能障害を持つ人と社会的障壁との相互作用に求める」考え方に転換しなければなりません。障害認定は聞こえに困難を抱える多くの人を福祉サービスの対象とするべきです。

- 1) 聴覚障害に関する身体障害者福祉法第4条別表の規定を国際水準に合うよう、身体障害の等級基準を改めて下さい。
- 2) 難病と指定された特発性両耳感音性難聴、突発性難聴の「一定の障害」を示す医師診断書、意見書もその基準に従うよう明示してください。その他の疾病による難聴も加えて下さい。
- 3) 認定は聞こえに困っている人の日常的な生活の困難さを反映して下さい。

資料：2014年3月10日付田村憲久厚生労働大臣宛要望書「聴覚障害認定に係る要望」

2. 補装具給付事業の補聴器について

難聴者の日常生活に補聴器は欠かせませんが、言葉の聴取率でも騒音下の聞き取りでも片側装用より両耳装用の効果が大きく、難聴者のQOLの向上が見込まれます。しかし、補聴器の両耳給付は各都道府県の更生相談所の判定に委ねられています。

1) 厚生労働省から、各都道府県の更生相談所に両耳装用の推奨を図って下さい。

3. 支援（サービス体系）について

①意思疎通支援及び補装具・日常生活用具給付事業は、「全国共通の仕組みで提供される支援」（障害者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」）として、地域格差の解消を図ると同時に義務的経費として財政基盤を整備して下さい。

②サービス利用計画と支援ガイドライン

聴覚障害の場合、障害程度区分の認定によるサービス利用ではなく、ほとんどの場合身体障害者手帳提示でサービスを利用しています。

1) 想定されるサービス利用計画は現行制度以上に利用しやすいものとなるよう制度設計をしてください。また、支援ガイドライン作成に当たっては、利用者の意見を必ず反映する仕組みを作ってください。

4. 障害者総合福祉法の策定及び実施のための調査

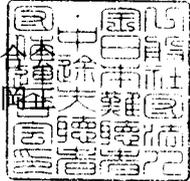
「骨格提言」においては障害福祉予算の積算根拠となる基礎データの把握が強調されています。現在、厚生労働省平成23年度「生活しづらさ調査」（全国在宅障害者・児実態調査）は、制度の谷間にいる難聴者の実数、生活実態を把握できません。従来の5年ごとに実施されていた「身体障害者（児）実態調査」とのデータの継続性がありません。

1) 難聴者の生活の困難度を測る調査を実施して下さい。

2) 障害者総合福祉法をはじめとする障害者施策は国勢調査などの調査によるデータに基づくよう法に明記して下さい。

厚生労働大臣
田村 憲久殿

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高橋 隆



聴覚障害認定に係る要望

平素は当団体の活動に格別のご支援を賜りお礼申し上げます。

さて、新聞報道によりますと佐村河内氏の事件を巡って、大臣は 2 月 18 日の衆院予算委員会及び 2 月 21 日の記者会見において、聴覚障害認定の在り方を検討する考えを表明されておられます。

ご承知のように、現在の身体障害者福祉法による聴覚障害の認定は純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定されており、2006 年の調査によりますと聴覚・言語障害による身体障害者手帳の保持者は 34 万人と報告されております。この聴覚・言語障害者の数は人口比にすると約 0.3% であり、世界保健機関 (WHO) の 2005 年報告の人口比 4.3%、2013 年報告の人口比 5.2% (いずれも聴覚障害者数で、言語障害の方は含んでいないと思われ) と比較して極めて低い数値であります。この極端に低い数値の最大の理由は、WHO が純音聴力レベル 41 デシベル以下を聴覚障害としているのに対して、我が国が純音聴力 70 デシベル以下を聴覚障害としていることに起因します。静かなところでの普通の会話音は 60 デシベルとされており、新聞をめくる音は 40 デシベルです。現行の聴覚障害認定基準は普通の会話、生活音の聞き取りに困難を抱える多くの人を認定外とすることで、それらの人を福祉サービスの対象外に追いやっています。

我が国においても、2 月 19 日に障害者権利条約が発効したばかりですが、障害を「機能障害を持つ人と社会的障壁との相互作用に求める」考え方が国際的なルールとなりつつあります。

今回の事件を契機とする検討は聴性脳幹反応 (ABR) などを含めた検査方法についての検討と聞き及んでいます。ABR は難聴や脳幹障害の診断に有効と考えますが、障害認定の見直しは聞こえに困難を抱える多くの人を福祉サービスの対象とする方向で検討されるべきであり、新たな検査方法を導入することによって、障害に認定される人の範囲を狭めることは決して容認できません。

新たな障害認定を国際基準にそった科学的なものにするため、多くの専門家の意見を聞いて進められることは当然ではありますが、同時に認定の対象となる聞こえに困っている人の日常的な生活の困難さを反映したものであることが求められます。障害者施策の形成過程における当事者参加は、障害者権利条約の根底を流れる理念であります。今回の障害認定検討に当たり、障害当事者の参加に格別のご配慮を併せお願いいたします。

以上